

別添

立入検査マニュアルの一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第1 立入検査要領		新	旧
検査手順	検査手順	第1 立入検査要領	実施事項
(略)	1 事前の準備 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。 したがって、次のことについて事前に把握、検討する。	(略)	1 事前の準備 限られた時間において重点的・効率的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。 したがって、次のことについて事前に把握、検討する。
			<p>(1) 防火対象物の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物台帳等(※1)から用途・規模等の確認 ・届出書等(※2)の提出状況等の確認 ・建築同意時ににおける指導事項の確認 ・法令の適用等(令8・9条等)の確認 ・建築物の増改築等及び用途変更の経過の確認 ・法令の特例適用並びに経過措置適用の確認 ・型式失効と特例期間の確認 ・過去の火災発生状況の確認 ・関係行政機関からの提供情報の確認 <p>※1 防火対象物に関する情報をとりまとめたもの</p> <p>※2 届出書等に該当するもの 防火管理者選任(解任)届出書 消防計画作成(変更)届出書 共同防火管理協議事項届出書 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の(廃止)届出書</p>

工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置 届出書	特殊消防用設備等設置維持計画 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検 結果報告書	防火対象物定期点検結果報告書 防火対象物使用開始届出書 (以下略)	2~10 (略)	解説等	<u>重点的・効率的な立入検査</u> 防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査するとともに、立入検査の実施項目の選択を行い効率・効果的な立入検査となるよう検討する。 また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防災安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日消防予第393号）により連携体制を整備した関係行政機関との効果的な合同立入検査の実施の必要性について検討する。	法令の適用等（令8・9条等） (略)	建築物の増改築等及び用途変更の経過 法第17条の2 第2項第2号及び第17条の3 第2項第2号に該当する令第34条の2の増改築及び令第34条の3の大規模な修繕、模様替えの範囲は、基準時（令第34条の2 第2項参照）又は用途変更以降に行われたものを積算して判断するため、増改築等の経過を確認しておくことが必要である。(以下略)
消防用設備等着工届出書 消防用設備等設置届出書	消防用設備等点検結果報告書 10月1日施行) 防火対象物使用開始届出書 (以下略)	2~10 (略)	解説等	<u>重点的・効率的な立入検査</u> 防火対象物定期点検結果報告書（平成15年 10月1日施行） 防火対象物使用開始届出書 (以下略)	法令の適用等（令8・9条等） (略)	建築物の増改築等及び用途変更の経過 法第17条の2 第2項第2号及び第17条の3 第2項第2号に該当する令第34条の2の増改築及び令第34条の3の大規模な修繕、模様替えの範囲は、基準時（令第34条の2 第2項参照）又は用途変更以降に行われたものを積算して判断するため、増改築等の経過を確認しておくことが必要である。(以下略)	

特例等適用

① 令第32条に定める次の場合には、消防長又は消防署長の判断により、技術基準についての特例が認められる。

- ・火災の発生又は延焼のおそれがある場合
- ・災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合

② 法第17条第3項に定める次の場合には、総務大臣の認定により技術基準は適用されない。

- ・消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を用いる場合

経過措置 (略)**型式失効と特例期間**

法第21条の2第2項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等（令第37条参考照）が変更後の規格に適合しないとき、型式承認の効力が失われ、又は、一定の期間を経過した後に失われる。

法第17条第1項の規定により設置される消防用設備等のうち、検定対象機械器具等は、現行の規格に適合する必要があり、型式承認が失効した場合、法第17条の2の5第1項の適用を受ける消防用設備等を除き、既存の防火対象物であっても適合させなければならない。（以下略）

(中略)

資料提出命令又は報告徵収

(略)

(資料提出命令で求める資料の例)

火災予防上、消防対象物の実態を把握するために役立つ一切の文書区画のうち、資料としてすでに作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務づけられているもの。

- ・消防法令上の各種届出書

特例適用

令第32条に定める次の場合には、消防長又は消防署長の判断により、技術基準についての特例が認められる。

- ・火災の発生及び延焼のおそれがある場合
- ・による被害を最小限度に止めることができると認められる場合
- ・予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることで、技術基準と同等以上の効力があると認められる場合

経過措置 (略)**型式失効と特例認定**

法第21条の2第2項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等（令第37条参考照）が変更後の規格に適合しないとき、型式承認の効力が失われ、又は、一定の期間を経過した後に失われる。

法第17条第1項の規定により設置される消防用設備等のうち、検定対象機械器具等は、現行の規格に適合する必要があり、型式承認が失効した場合、法第17条の2第1項の適用を受ける消防用設備等を除き、既存の防火対象物であっても適合させなければならない。（以下略）

(中略)

資料提出命令又は報告徵収

(略)

(資料提出命令で求める資料の例)

火災予防上、消防対象物の実態を把握するために役立つ一切の文書区画のうち、資料としてすでに作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務づけられているもの。

- ・消防法令上の各種届出書

- ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に関する委託契約書
- ・建物の図面等
- ・その他消防対象物の実態を把握するのに必要な書類

(以下略)

(中略)

文書（通知書）

（作成上の注意事項）

- ・違反事実の発生箇所を明確にする。
- ・違反事実の根拠法令を明確にする。
- ・通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。
- ・重大な消防法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写し（個人の場合）や建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等により確認する。

(略)

※住民票、戸籍謄（抄）本の請求方法
法人の登記事項証明書の請求

- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。

- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料について「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。
建物の登記事項証明書の請求

- ①登記所に行き、備えつけの公団又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
②事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。

- ③所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

(以下略)

文書（通知書）

（作成上の注意事項）

- ・違反事実の発生箇所を明確にする。
- ・違反事実の根拠法令を明確にする。
- ・通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。
- ・重大な消防法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写し（個人の場合）や不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）、商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）等により確認する。

(略)

※住民票、戸籍謄（抄）本の請求方法
商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）の請求

- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料について「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。
不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）の請求
- ①登記所に行き、備えつけの公団又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
②事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ③所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

(以下略)

- ・消防用設備等の維持管理に関する委託契約書
- ・建物の図面等
- ・その他消防対象物の実態を把握するのに必要な書類

(以下略)

(中略)

文書（通知書）

（作成上の注意事項）

- ・違反事実の発生箇所を明確にする。
- ・違反事実の根拠法令を明確にする。
- ・通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。
- ・重大な消防法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写し（個人の場合）や不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）等により確認する。

(略)

※住民票、戸籍謄（抄）本の請求方法
本（登記事項証明書）の請求

- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料について「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。
不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）の請求
- ①登記所に行き、備えつけの公団又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
②事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ③所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

(以下略)

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

- 1・2 (略)
- 3 優先的に立入検査を実施すべき状況
 - 次の状況のうち、複数のものが該当する場合は、優先的な立入検査の実施を検討すること。
 - (1)～(4) (略)
- 4・5 (略)

第3 量販店等立入検査時の留意事項

量販店等の立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、量販店等の火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

- 1 量販店等とは
ここでの量販店等とは、店内に商品が多く山積みされている物品・販売店舗をいうものとする。
- 2 量販店等における特徴
量販店等で見られる特徴的な事項は次のとおりである。
 - (1) 商品が大量に陳列され、誘導灯・誘導標識の視認障害、階段・避難口等避難施設の避難障害、避難通路の幅員不足等、避難関係の防火管理面での消防法令違反が多い傾向がある。
 - (2) 商品が天井近くまで高く積み上げられていることがあり、物品に着火すると比較的短時間で炎が拡大し、消火・避難が困難になる可能性がある。
 - (3) 物件配置等の避難障害の違反は、指摘によりいったん改善された場合でも、繰り返し違反行為が行われることがある。
 - (4) 商品の配置により死角となりやすい箇所が多く、放火（放火の疑い及び不審火を含む。）による火災の事例が多い。
- 3 重点的に立入検査を実施すべき状況
 - 「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の3の状況のほか、繰り返し違反が発生するおそれのある量販店等については重点的な立入検査の実施を検討すること。

4 量販店等立入検査時の留意点

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、
量販店等においては、物品存置等の消防法令違反が多く、事前に通告す
ると一時的に是正されるものの繰り返し違反となる場合があること等か
ら、立入検査に当たっては、必要に応じ、無通告、平服等によるなど効
果的な方法により実施すること。

5 関係者への指導要領等

量販店等の火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、
立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要が
ある。

(1) 防火管理の徹底

ア 避難施設の管理の徹底
階段、避難口、防火戸、避難通路等の避難施設については、適切
に管理されない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大さ
な支障を生じるおそれが大きいことから、次の事項について徹底さ
せること。

(7) 火災予防条例で定められた必要な避難通路幅を確實に確保する
こと。

(1) 避難の障害とならないよう物件等を存置等しないこと。
(4) 防火戸が火災時に確実に閉鎖する状態にあることを確認するこ
と。

イ 誘導灯及び誘導標識の視認障害防止の徹底

誘導灯及び誘導標識については、視認できない場合、火災の発生
時に利用客等の円滑な避難に重大な支障を生じるおそれが大きいこ
とから、視認の障害となる物件等を撤去させること。

ウ 教育・訓練の徹底

火災等の発生時に消防や避難誘導などを適切に対応できるかどう
かは実質的な訓練の実施によるところが大きいことから、次の事項
について徹底させること。

(7) 年に2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。

(1) 従業者全員が消火設備、避難器具及び避難施設の位置を確認す
ること。

(4) 従業者全員が消火器（自衛消防隊員にあっては消火器及び屋内

消火栓設備)による消火ができるようにするとともに、避難誘導を確実にできるようになること。

なお、訓練を実施する旨の通報があつた場合、必要に応じ、訓練に立ち会うよう努めること。

(2) 違反の是正

ア 防火管理意識の啓発

管理権原者、防火管理者等関係者に、量販店等の火災危険性や避難障害をはじめとした消防法令違反が重大な結果を引き起すことなどを認識させ、自ら法令遵守の取組を徹底するよう指導すること。

イ 本社指導

全国的に事業を展開するなど、広範囲に複数の店舗を設けている法人に対しては、法人組織全体の防火管理意識の高揚を図り、組織的・継続的な防火管理体制の構築を図ることが有効であることから、関係する消防本部と連携し、本社に対し防火管理指導を実施すること。

ウ 繰り返し違反の是正

関係者に対し法令違反を指摘したにもかかわらず、改善(計画)報告書を提出しないなど法令違反を是正する意思が見られない場合は違反処理へ移行し、なおも違反が是正されない場合や、違反を指摘すると改善するが繰り返し違反が行われる場合など悪質なもの、及び火災危険性が特に高いものについては、時機を失することなく措置命令へ移行すること。

(3) 放火災防止対策の推進

商品の整理、巡回の強化、放火監視機器(監視カメラ等)の設置、放火災防止対策強化中である旨の注意喚起表示の推進等を指導とともに、放火監視機器の設置指導に当たっては監視カメラの他に炎センサーの設置も有効と考えられるごとから、施設の実態を踏まえて「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定について(通知)」(平成17年4月11日消防予第72号)を参考に適切に指導すること。

違反処理マニュアルの一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新		旧	
第1 違反処理要領		処理事項	
処理手順	(略)	処理手順	(略)
7 命令書の交付 (1)～(4) (略) (5)命令を行ったときの標識等による公示 公示が必要な命令 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3、第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第17条の4第1項、第17条の4第2項の命令 (略)	1～6 (略)	7 命令書の交付 (1)～(4) (略) (5)命令を行ったときの標識等による公示 公示が必要な命令 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3、第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条第4項、第8条の2第3項、第17条の4第1項の命令 (略)	1～6 (略)

- ・公示の方法
 - 公示の方法は、標識の設置、市町村公報への掲載その他総務省令に基づき市町村長が定める方法によるものとし、標識は当該防火対象物に出入りする人々が見えやすい場所に設置する。
 - (市町村長の定める方法の例)
 - ・当該消防機関が属する市町村の事務所での掲示
 - ・当該消防本部及び消防署での掲示
 - ・当該消防本部又は当該消防本部が属する市町村のホームページへの掲載
- ※ホームページに掲載する場合は、他の方法と併せて行うものとする。

8 告発
(中略)

消防法罰則規定一覧（防火対象物） ※網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）	
法条文	処罰される者
第39条の2の2	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）【第5条の2第1項】に違反した者※1
(略)	(略)
第41条	防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者※3 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者※3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項又は第2項】に違反した者※2
(略)	(略)
第44条	屋外の火災予防措置命令【第3条第1項】に違反した者※3 立入検査を拒否等した者【第4条】 資料提出命令、報告徴収命令【第4条】に違反した者 点検虚偽表示違反【第8条の2の2第3項】※3 特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第8条の2の3第8項において準用】※3 防炎対象物品の表示違反【第8条の3第3項】※3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【第17条の3の3】
(略)	(略)

消防法罰則規定一覧（防火対象物） ※網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）		
法条文	処罰される者	罰則
第39条の2の2	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）【第5条の2第1項】に違反した者※1	(略)
(略)	(略)	(略)
第41条	防火対象物に対する措置命令【第5条の3第1項】に違反した者※3 防火管理業務適正執行命令【第8条第4項】に違反した者※3 消防用設備等の設置命令【第17条の4第1項】に違反した者※2	(略) (略)
(略)	(略)	(略)
第44条	屋外の火災予防措置命令【第3条第1項】に違反した者※3 立入検査を拒否等した者【第4条】 資料提出命令、報告徴収命令【第4条】に違反した者 点検虚偽表示違反【第8条の2の2第3項】※3 特例認定の表示に係る虚偽表示をした者【第8条の2の3第8項において準用】※3 防炎対象物品の表示違反【第8条の3第3項】※3 消防用設備等の検査受忍義務に違反した者【第17条の3の2】	(略) (略)
(略)	(略)	(略)

2】	【第8条第2項】 ・防火管理者選解任届出義務に違反した者 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務に違反した者【第9条の3第1項 (第2項において準用)】 ・消防設備士の工事整備対象設備等の着工届出義務に違反した者【第17条の14】 ・防火対象物点検報告義務に違反した者【 8条の2第1項】※3 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務に違反した者 【第17条の3の2】※3	【第17条の3の3】※3 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者 【第17条の3の3】※3 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持命令【第17条の4第2項】 に違反した者※3 ・点検虚偽表示除去・消印命令【第8条の 2の2第4項】に違反した者 ・特例認定虚偽表示除去・消印命令【第8 条の2の3第8項において準用】に違反 した者	第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に關し、第45条各号に掲げる規定の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ の法人にに対して当該各号に定める罰金刑を、 その人にに対して各本条の罰金刑を科する。	(略)
	第46条の6 ・特例認定を受けた防火対象物の管理につ いて権原を有する者に変更があつた場合 の第8条の2の3による届出を怠つた、	第46条の5 特例認定を受けた防火対象物の管理につ いて権原を有する者に変更があつた場合の第 8条の2の3による届出を怠つた、当該	(略)	(略)

【第8条第2項】 ・消防設備士の工事整備対象設備等の着工 届出義務に違反した者【第17条の14】 ・防火対象物点検報告義務に違反した者【 8条の2第1項】※3 ・消防用設備等又は特殊消防用設備等設置 届出義務に違反した者 【第17条の3の2】※3	【第17条の3の3】※3 ・消防用設備等点検報告義務に違反した者 【第17条の3の3】※3 ・消防用設備等の維持命令【第17条の4第 1項】に違反した者※3 ・点検虚偽表示除去・消印命令【第8条の 2の2第4項】に違反した者 ・特例認定虚偽表示除去・消印命令【第8 条の2の3第8項において準用】に違反 した者	第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に關し、第45条各号に掲げる規定の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ の法人にに対して当該各号に定める罰金刑を、 その人にに対して各本条の罰金刑を科する。	(略)
【第8条第2項】 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届 出義務に違反した者【第9条の2第1項 (第2項において準用)】 ・消防設備士の消防用設備等の着工届出義 務に違反した者【第17条の14】 ・防火対象物点検報告義務に違反した者【 8条の2第1項】※3 ・消防用設備等設置届出義務に違反した者 【第17条の3の2】※3	【第17条の3の3】※3 ・消防用設備等点検報告義務に違反した者 【第17条の3の3】※3 ・消防用設備等の維持命令【第17条の4第 1項】に違反した者※3 ・点検虚偽表示除去・消印命令【第8条の 2の2第4項】に違反した者 ・特例認定虚偽表示除去・消印命令【第8 条の2の3第8項において準用】に違反 した者	第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に關し、第45条各号に掲げる規定の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ の法人にに対して当該各号に定める罰金刑を、 その人にに対して各本条の罰金刑を科する。	(略)

当該変更前の権原を有する者
・総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画について軽微な変更をした場合の第17条の2の3による届出を怠った、当該認定を受けた者

更前の権原を有する者

1～2 (略)

3 現場における消防吏員の措置

- (1) (略)
- (2) 略式の代執行

公告

(略)

公告方法

- ・消防本部又は消防署に掲示する。
- ・必要に応じて上記掲示のあつたことを公報・新聞等に掲載する。

※吏員が避難階段の物件を確認したとき。

4 違反調査の実施

(1) 調査内容

調査内容

- ① (略)
 - ② 関係機関との協力 (略)
- ア 照会を求める内容 (略)
- イ 協力を求める内容

4 違反調査の実施

(1) 調査内容

調査内容

- ① (略)
 - ② 関係機関との協力 (略)
- ア 照会を求める内容 (略)
- イ 協力を求める内容

1～2 (略)

3 現場における消防吏員の措置

- (1) (略)
- (2) 略式の代執行

公告

(略)

公告方法

- ・消防本部又は消防署に掲示する。
- ・必要に応じて上記掲示のあつたことを公報・新聞等に掲載する。

※吏員が避難階段の物件を確認したとき。

4 違反調査の実施

(1) 調査内容

調査内容

- ① (略)
 - ② 関係機関との協力 (略)
- ア 照会を求める内容 (略)
- イ 協力を求める内容

立入検査や違反は正の効果を高めるために、関係官公署との間で、立入の日程調整（例：法律に基づく又は任意の立入を合同で実施するための日程調整）や現場での協力（例：テナントの所有者、管理者又は占有者の特定、用途の判定、用途の判断についての相談）を行うことなども考えられる。

なお、合同で立入検査を実施する場合には、消防法令の範囲内の業務執行を実施すること及び相互の共助によつて得た他官公署からの情報については、その管理に留意すること。（警察との協力については、工を参照のこと。）

ウ 照会、協力要請の効果

(略)

エ 警察との協力について

(略)

オ 関係行政機関との連携の具体例

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における関係行政機関との連携については、平成13年1月12日付け消防予第393号に基づき整備した連携の仕組みを活用し、下記の事項等について推進するものである。

- ・風俗営業の許可等の申請があつた場合における法令違反の疑いがあるときの連絡、立入検査、違反は正指導等
- ・関係行政機関相互の行政目的に資する情報交換等
- ・必要に応じた関係行政機関との合同入り等

違反者

違反者の氏名、本籍、住所、商号、本店所在地等は、必要により住民票、戸籍謄（抄）本、建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書で確認する

(2) 違反調査の方法

(略)
書証（住民票等）の収集
(略)

・法人の登記事項証明書の請求
①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
②(略)

立入検査や違反は正の効果を高めるために、関係官公署との間で、立入の日程調整（例：法律に基づく又は任意の立入を合同で実施するための日程調整）や現場での協力（例：テナントの所有者、管理者、占有者の特定、用途の判定、用途の判断についての相談）を行うことなども考えられる。

なお、合同で立入検査を実施する場合には、消防法令の範囲内の業務執行を実施すること及び相互の共助によつて得た他官公署からの情報については、その管理に留意すること。（警察との協力については、工を参照のこと。）

ウ 照会、協力要請の効果

(略)

エ 警察との協力について

(略)

(新規)

違反者

- ・違反者の氏名、本籍、住所、商号、本店所在地等は、必要により住民票、戸籍謄（抄）本、不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）、商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）で確認する。

(2) 違反調査の方法

(略)
書証（住民票等）の収集
(略)

- ・商業登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）の請求
- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②(略)

・建物の登記事項証明書の請求

- ① (略)
- ② 事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ③ 所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

(3) 違反調査結果のまとめ

違反調査報告書

(略)

(資料の例)

○ 上記以外のもの

戸籍謄 (抄) 本、住民票等
法人の登記事項証明書
建物の登記事項証明書
建築同意調査書類、防火対象物使用開始届
伝票等、商業帳簿類
違反者の作成した改修（計画）報告書、理由書、始末書等

5 (略)

6 命令等の事前手続き

- (1) (略)
- (2) 弁明の機会の付与の事務手続

弁明の機会の付与の通知

- ・通知書の内容は次のとおり。
不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
不利益処分の原因となる事実
弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う

・不動産登記簿謄 (抄) 本（登記事項証明書）の請求

- ① (略)
- ② 事務担当者に公用で登記簿謄 (抄) 本（登記事項証明書）の請求をしたい旨及びその理由を説明し、その場で閲覧を許可された場合には、登記簿で当該建物の家屋番号を確認する。
- ③ 所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、本又は抄本の区別、建物の所在、家屋番号、手数料に「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

(3) 違反調査結果のまとめ

違反調査報告書

(略)

(資料の例)

○ 上記以外のもの

戸籍謄 (抄) 本、住民票等
商業登記簿謄 (抄) 本（登記事項証明書）
不動産登記簿謄 (抄) 本（登記事項証明書）
建築同意調査書類、防火対象物使用開始届
伝票等、商業帳簿類
違反者の作成した改修（計画）報告書、理由書、始末書等

5 (略)

6 命令等の事前手続き

- (1) (略)
- (2) 弁明の機会の付与の事務手続

弁明の機会の付与の通知
・通知書の内容は次のとおり。
不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
不利益処分の原因となる事実
弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う

場合には、その旨並びに出席すべき日時及び場所

- 弁明書の提出期限までの相当な期間
通常1週間から10日程度
- 名あて人の所在が判明しない場合
聴聞の場合と同様の処理。

7 命令書の交付

- (1) (略)
- (2) 命令書の作成

教示

(1) 不服申立てに関する教示

① 不服申立ての教示

命令書によつて命令を発動する場合、又は利害關係人から教示を求める場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるとこどりにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。

上級行政庁がある場合の不服申立ては審査請求であり、審査請求は、処分庁（行政処分を行つた行政庁）の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合は、異議申立てでは、消防署長による。したがつて、消防吏員が行う命令については消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令については市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については市町村長にに対する異議申立てとなる。
審査請求期間については、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第5条の4）、その他の命令の場合は、命令のあつたことを知った日の翌日から、起算して60日以内である。（行政不服審査法第14条第1項、第45条）

② 教示を誤った場合

命令権者が、不服申立てをするべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行つた場合には、

- ① 不服申立ての教示
- 命令書によつて命令を発動する場合、又は利害關係人から教示を求める場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるとこどりにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。
- 上級行政庁がある場合の不服申立ては審査請求であり、審査請求は、処分庁（行政処分を行つた行政庁）の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合は、異議申立てでは、消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令については市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については市町村長にに対する異議申立てとなる。
- 審査請求期間については、法第5条第1項、5条の2第1項、5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第5条の4）、その他の命令の場合は、命令のあつたことを知った日の翌日から、起算して60日以内である。（行政不服審査法第14条第1項、第45条）
- ② 教示を誤った場合
- 命令権者が、不服申立てをするべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行つた場合には、

- 合は、はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。(行政不服審査法第18条、第46条)
- ・不服申立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立て人がその期間内に不服申立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。(同法第19条、第48条)

③ 教示を怠った場合
(略)

(2) 取消訴訟に関する教示

- ① 取消訴訟の提起に関する事項の教示
- ・命令書によって命令を発動する場合は、行政事件訴訟法第46条第1項に定めるところにより、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴讼の出訴期間を書面（口頭とする場合を除く。）で教示しなければならない。
 - ・取消訴訟の被告は、命令を行った行政庁の所屬する市町村（事務組合等）である。

したがって、消防長、消防署長又は消防吏員が行う命令については、これらの行政庁が所屬する市町村（事務組合等）が被告となる。なお、被告とすべき者を教示する場合は、被告を代表すべき者（代表者は市町村長（組合管理者等）となる。）も併せて教示すべきである。

出訴期間については、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第6条）、その他の命令の場合は、命令のあつたことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（行政事件訴訟法第14条）であるが、正当な理由があるときは、この限りではない。

なお、その他の命令の場合は、処分の日から1年の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第2項）もあるが、命令を知った日から6箇月の出訴期間の方がこれより先に経過することが命令の通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかなる出訴期間のみを教示すれば足りることから、通常の場合、命

- はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。(行政不服審査法第18条、第46条)
- ・不服申立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立て人がその期間内に不服申立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。(同法第19条、第48条)

(略)

(新規)

令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月の出訴期間を教示することとなる。

- ② 教示を怠り、又は誤った場合
 ・教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど
 誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、あるいは無効になるものではない。しかし、教示義務が課せていることから、出訴期間を経過しても取消訴訟を提起することができる「正当な理由」があるかどうか等の訴訟要件を欠いた場合の教示の必要性の判断に当たって、その事情が考慮されるものとなり得る。

(3) 命令要件の確認

命令要件一覧

命令要件	命令要件	命令要件	引 き 続 き
命令要件文 (命令の主体) (略)	第5条第1項 資料提出命令 報告徴収 (消防長・消防 長)	第5条第1項、第5条 の3第1項、第8条第 3項若しくは第4項、 第8条の2第3項又は 第17条の4第1項若し くは第2項の規定によ り必要な措置が命ぜら たにもかかわらず 第1号	第5条第1項 防火対象物に対 する措置命令 (使用禁止・停 止・制限等) (消防長・消防 長)
(略)	(略)	第5条第1項、第8条第 3項若しくは第4項、 第8条の2第3項又は 第17条の4第1項若し くは第2項の規定によ り必要な措置が命ぜら たにもかかわらず 第1号	第5条第1項、第8条第 3項若しくは第4項、 第8条の2第3項、第 17条の4第1項の規定 により必要な措置が 命ぜられてもかわ らず 第1号
(略)	(略)	(略)	第5条第1項、第8条第 3項若しくは第4項、 第8条の2第3項又は 第17条の4第1項若し くは第2項の規定によ り必要な措置が命ぜら たにもかかわらず 当該期限までに完了す る見込みが ない

(3) 命令要件の確認

命令要件一覧

命令要件文 (命令の主体) (略)	命令要件 (略)	命令要件 (略)	引 き 続 き (a) されず 措置が履行 されても十 分でなく (a) 履行期限が 付されてい る場合は、 当該期限ま でに完了す る見込みが ない
第4条第1項 資料提出命令 報告徴収 (消防長・消防 長)	第4条第1項 資料提出命令 報告徴収命令 (消防長・消防 長)	第5条第1項 防火対象物に対 する措置命令 (使用禁止・停 止・制限等) (消防長・消防 長)	第5条第1項 防火対象物に対 する措置命令 (使用禁止・停 止・制限等) (消防長・消防 長)

		第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第項若しくは第4項、第8条の2第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によつては、火災の予防に危険、消火、避難その他消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認められる場合	第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項又は第17条の4第1項の規定による命令によつては、火災の予防に危険、消火、避難その他消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認められる場合
第2号	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
第8条の2の3 第8項	第8条の2の3 第1項による認定(以下「特例認定」という。)を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	第8条の2の3 第1項による認定(以下「特例認定」という。)を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	第8条の2の3 第1項による認定(以下「特例認定」という。)を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)
第17条の4第1項 又は第2項 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令 (消防長・消防署長)	①(略) ②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節の設置及び維持の技術上の基準又は法第17条第2項に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画に従って、消防用設備等を設置し、又は維持しないこと。	①(略) ②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節の設置及び維持の技術上の基準又は法第17条第2項に基づく条例で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、又は維持しないこと。	①(略) ②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節の設置及び維持の技術上の基準又は法第17条第2項に基づく条例で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、又は維持しないこと。

(5) 命令を行ったときの標識等による公示

公示の方法 (略)
設置

標識の設置について、標識を設置する場所について権原を有している当該防火対象物の関係者や当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者が、受命者である当該防火対象物の関係者と異なる場合であっても、受命者と一定の関係が認められることから、標識の設置の受忍義務を負うと考えられる。この場合においても、標識を設置することにより周知されるべき第三者が得られる利益と、標識の設置により当該標識の設置場所について権原を有している者が被る損害を比較衡量したうえで、妥当な場所に設置されることが必要である。

標識の設置の具体的な方法

(略)

(大きさ等)

- ・大きさは、縦42cm×横29cmから縦72cm×横51cm程度を目安とする。
・防火対象物によっては、広告物等の掲出等により、標識が確認しづらい場合があるので、標識については、利用者等に防火対象物に違反是正等の命令が出されていることを周知する趣旨であることに鑑み、設置場所、大きさ等について有効な方法とする。

※標識を損壊した場合等

(略)

ホームページ

標識の設置等に併せて、当該防火対象物を利用しようとする者等にその情報を周知するため、必要に応じ、消防本部のホームページを活用した情報公開を行うものとする。

(5) 命令を行ったときの標識等による公示

公示 (略)
公示の方法 (略)

標識の設置に際して、標識を設置する場所について権原を有している当該防火対象物の関係者や当該防火対象物の所有者、管理者、占有者が、受命者である当該防火対象物の関係者と異なる場合であっても、受命者と一定の関係が認められることから、標識の設置の受忍義務を負うと考えられる。この場合においても、標識を設置することにより周知されるべき第三者が得られる利益と、標識の設置により当該標識の設置場所について権原を有することが必要である。

標識の設置の具体的な方法

(略)

(大きさ等)

大きさは、縦42cm×横29cmから縦72cm×横51cm程度とする。

(新規)

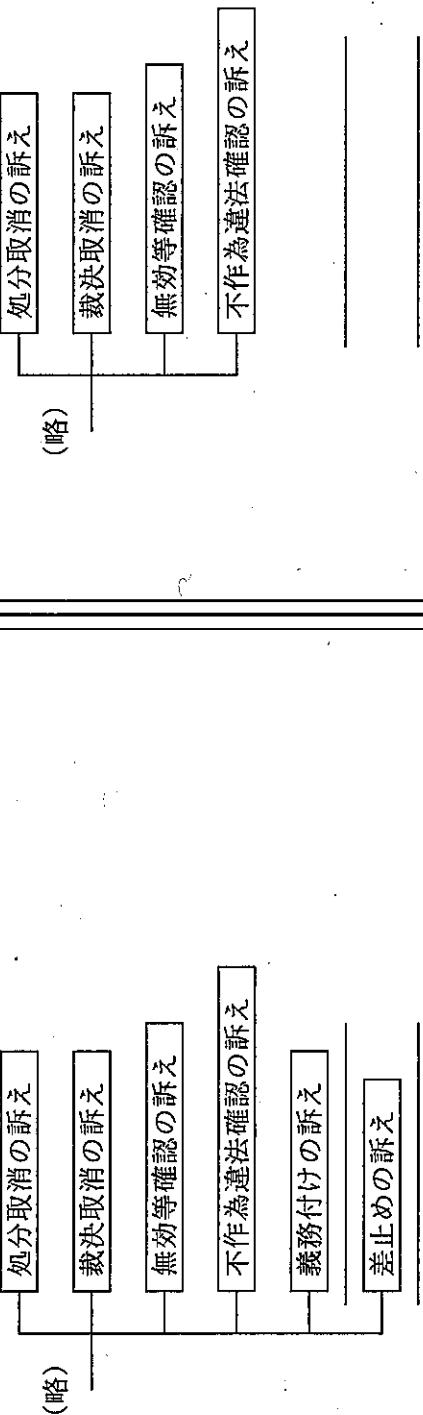
※標識を損壊した場合等

(略)

(新規)

(6) 公示の撤去

※行政救済制度
(略)



- 8 告発
(1)～(4) (略)
(5) 告発書の提出

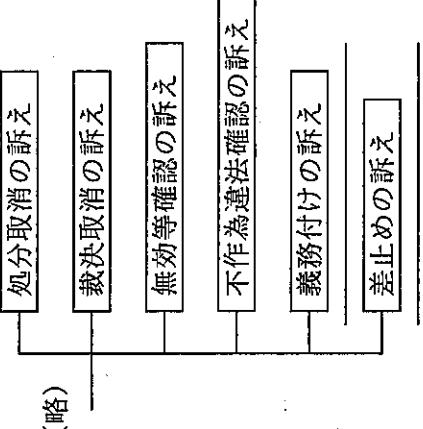
※司法警察職員
警察庁及び都道府県警察の各警察官並びに特別の事項について司法警察員として職務を行う特定の行政庁の職員などの総称である。司法警察職員は、官名でも職名でもなく、刑事訴訟法上の呼称である。司法警察職員は犯罪を捜査する権限を有する（刑事訴訟法第189条第2項）。捜査機関としての司法警察職員は、その職務権限上、横の關係において一般司法警察職員と特別司法警察職員に、縦の關係において司法警察員と司法巡査に分けられる。

- 9 代執行
(1) 代執行の可否の確認

上記以外の命令

(6) 公示の撤去

※行政救済制度
(略)



- 8 告発
(1)～(4) (略)
(5) 告発書の提出

※司法警察職員
警察庁及び都道府県警察の各警察官並びに特別の事項について司法警察員として職務を行なう特定の行政庁の職員などの総称である。司法警察職員は、官名でも職名でもなく、刑事訴訟法上の呼称である。司法警察職員は犯罪を捜査する権限を有する（刑事訴訟法第189条第2項）。捜査機関としての司法警察職員は、その職務権限上、横の關係において一般司法警察職員と特別司法警察職員に、縦の關係において司法警察員と司法巡査に分けられる。

- 9 代執行
(1) 代執行の可否の確認

上記以外の命令

上記以外の命令又は法律に基づく代替的作為義務の例は次のとおり。

- ・虚偽の防火対象物点検済表示の除去命令(法第8条の2の2第4項)
- ・虚偽の特例認定表示の除去命令(法第8条の2の3第8項)
- ・廊下・階段の避難障害となっている商品の整理命令(法第8条第4項)

※代執行要件の相違点 (略)

※教示

代執行の戒告、代執行令書による通知及び代執行費用納付命令は行政の処分であるから、行政不服審査法に定める審査請求の対象となる。

したがって、戒告書等には、審査請求ができる旨並び審査請求をすべき行政庁名及び審査請求期間を教示しなければならない。
なお、審査請求期間は、戒告等の処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。
また、これらの代執行に係る処分については、取消訴訟の対象となる処分であることから、被告とすべき者(市町村、事務組合等)及び出訴期間(処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)を教示しなければならない。

- (2)～(7) (略)
- (8) 費用徴収

実際に要した費用

実際に要した費用といいるのは、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の運搬及び保管に要した費用はこれに含まれない。

(以下略)

10 過料事件の通知

違反事実を証する資料の添付

違反事実を証する資料の添付

上記以外の命令又は法律に基づく代替的作為義務の例は次のとおり。

- ・虚偽の防火対象物点検済表示の除去命令(法第8条の2の2第4項)
- ・廊下・階段の避難障害となっている商品の整理命令(法第8条第4項)

※代執行要件の相違点 (略)

※教示

代執行の戒告、代執行令書による通知及び代執行費用納付命令は行政の処分であるから、行政不服審査法に定める審査請求の対象となる。

したがって、戒告書には、審査請求ができる旨並び審査請求をすべき行政庁名及び審査請求期間を教示しなければならない。
なお、審査請求期間は、戒告等の処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。

(新規)

- (2)～(7) (略)
- (8) 費用徴収

実際に要した費用
実際に要した費用といいのは、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の運搬及び保管に要した費用はこれに含まれない。

(以下略)

10 過料事件の通知

違反事実を証する資料の添付

添付すべき資料は次のものである。

- ① (略)
- ② (略)
- ③過料に処せられるべき者の住所地を証する資料… (例) 住民票、商業登記事項証明書等の法人の所在地を確認できるもの

添付すべき資料は次のものである。

- ① (略)
- ② (略)
- ③過料に処せられるべき者の住所地を証する資料… (例) 住民票、商業登記事項証明書等の法人の所在地を確認できるもの

第2 違反処理基準

本文 (略)

	適用要件	一次措置
① (略)	1 (略) 2 残火、取灰又は火粉 3 (略) 4 (略)	(略) (略) (略) (略)

(※表側①の関係)

事例／履行期限等

【事例】

(行為の禁止)
○ (略)

②～④ (略)

第2 違反処理基準

本文 (略)

	適用要件	一時措置
① (略)	1 (略) 2 残火、取灰又は火粉 3 (略) 4 (略)	(略) 1 (略) 2 残火、取灰又は火の粉 3 (略) 4 (略)

(※表側①の関係)

事例／履行期限等

【事例】

(行為の禁止)
○ (略)

②～④ (略)

	適用要件	一時措置	適用要件	一時措置	適用要件
⑤	1 防火管理者未選任 2 防火管理業務不適正	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
	消防用設備等の点検、整備未実施等	(略)	火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	(略)	(略)
	消防用設備等又は特殊消火施設の点検等	(略)		(略)	(略)
	消防用設備等の点検、整備未実施	(略)		(略)	(略)

	適用要件	一時措置	適用要件	一時措置	適用要件
⑤	1 防火管理者未選任 2 防火管理業務不適正	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
	消防用設備等の点検、整備未実施	(略)	火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	(略)	(略)
	消防用設備等の点検等	(略)		(略)	(略)
	消防用設備等の点検、整備未実施	(略)		(略)	(略)

(※表側⑤の関係)

(※表側⑤の関係)

事例／履行期限
(略)
(略)
(略)
(略)
注 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が、即は正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐには繰り返し違反を行うものなど悪質なもの是一次措置の適用要件とする。
【事例】 ○消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。
注1 (略) 注2 (略)
【履行期限】 ・点検及び整備未実施については、1ヶ月以内により期限を設定する。

⑥ (略)

事例／履行期限
(略)
(略)
(略)
(略)
注 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が、即は正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐには繰り返し違反を行うものなど悪質なもの是一次措置の適用要件とする。
【事例】 ○法第17条の3に基づく消防用設備等の点検が未実施のもの。
注1 (略) 注2 (略)
【履行期限】 ・点検未実施については、1ヶ月以内により期限を設定する。

⑥ (略)

	適用要件	一次措置	適用要件	一次措置
⑦ 定期点検報告（法第八条の二及び法第八条の二の三）	定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたるもの	(略)	定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたるもの	(略)

	適用要件	一次措置	適用要件	一次措置
⑦ 定期点検報告（法第八条の二及び法第八条の二の三）	定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	(略)	定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	(略)

適用要件	一次措置	適用要件	一次措置	適用要件	一次措置
適用要件	一次措置	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置
⑧消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項）				消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のものは警告事項の履行の不るもの	設置命令、改修又は維持命令（法第4第7条の7項）
⑧消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項又は第三項）				消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のものは警告事項の履行の不るもの	設置命令、改修又は維持命令（法第4第11項又は第2項）

第3 違反処理規程の作成例

第3 違反処理規程の作成例

1～6 (略)

7 命令
(略)
例(公示)

第〇条 署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識(第〇号様式)の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 (略)

第4 違反処理関係書式の記入要領等

1 (略)

2 違反事実の確認
(略)

なお、違反事実の確認を行うため、場合によつては消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令等(各種書式作成例②「資料提出命令書」・③「報告徴収書」参照)を行う場合がある。

3～4 (略)

5 命令書等の作成等
(4) 教示文の記載

ア 命令書には、必ず教示文を記載すること(行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項)。
イ 命令に対する出訴期間は、消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項に基づく命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場

1～6 (略)

7 命令
(略)
例(公示)

第〇条 署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項、第8条の2第3項及び第17条の4第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識(第〇号様式)の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 (略)

第4 違反処理関係書式の記入要領等

1 (略)

2 違反事実の確認
(略)

なお、違反事実の確認を行うため、場合によつては消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令等(各種書式作成例②「資料提出命令書」・③「報告徴収書」参照)を行う場合がある。

3～4 (略)

5 命令書等の作成等
(4) 教示文の記載

ア 命令書には、必ず教示文を記載すること(行政不服審査法第57条第1項)。
イ～ウ (略)
エ 命令に対する出訴期間は、消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項に基づく命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場

合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内（消防法第6条第1項）、その他の命令の場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（行政事件訴訟法第14条第1項）であること。
オ 取消訴訟の被告は、命令を行つた行政庁が所屬する地方公共団体（訴訟において地方公共団体を代表する者を併せて教示すること。）であること。

6 告発書の作成

(4) 証拠となるべき資料
ア (略)

(J) 違反関係資料
①～⑦ (略)

⑧建物の登記事項証明書
⑨・⑩ (略)

⑪～⑯ (略)

⑰身分関係資料
① (略)

②両罰規定を適用し法人を告発する場合・・法人の登記事項証明書

6 告発書の作成

(4) 証拠となるべき資料
ア (略)

(J) 違反関係資料
①～⑦ (略)

⑧建物登記簿謄（抄）本の写し

⑨・⑩ (略)

⑪～⑯ (略)

⑰身分関係資料
① (略)

②両罰規定を適用し法人を告発する場合・・商業登記簿謄（抄）
本

7 各種書式作成例

[作成例] ②「資料提出命令」

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇

[作成例] ②「資料提出命令」

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。
(新規)

市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

[作成例] ③ 「報告徵収書」

教示 [作成例] ③ 「報告徵収書」

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

[作成例] ⑤ 「防火管理者選任命令」

教示 [作成例] ⑤ 「防火管理者選任命令」
この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

[作成例] ⑥ 「消防計画作成（変更）命令」

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

[作成例] ⑥ 「消防計画作成（変更）命令」

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

教示 [作成例] ③ 「報告徵収書」

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

（新規）

[作成例] ⑤ 「防火管理者選任命令」
上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第3項の規定により下記のとおり命令する。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

教示 [作成例] ⑤ 「防火管理者選任命令」
上記防火対象物は、消防法第8条第1項違反と認めるので、消防法第8条第3項の規定により下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法第42条第1項第1号の規定により处罚されることがある。
（略）

教示 [作成例] ⑤ 「防火管理者選任命令」
この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

（新規）

教示 [作成例] ⑥ 「消防計画作成（変更）命令」

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。

ら起算して60日以内に○○市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において○○市を代表する者は○○市長となる）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

〔作成例 ⑦ 「避難施設等適正管理命令」〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○市消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において○○市を代表する者は○○市長となる）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

〔作成例 ⑦ 「避難施設等適正管理命令」〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○市消防長に対して審査請求をすることができる。

（新規）

〔作成例 ⑧ 「消防用設備等点検報告命令」〕

1 命令事項

平成○○年○○月○○日までに、防火管理者に次の消防用設備等を点検させ、その結果を○○消防署長に報告すること。

（1）～（4）（略）

2 命令の理由
消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検及び整備が実施されないこと。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○市消防長に対して審査請求をすることができる。

〔作成例 ⑧ 「消防用設備等点検報告命令」〕

平成○○年○○月○○日までに、防火管理者に次の消防用設備等を点検させ、その結果を○○消防署長に報告すること。

（1）～（4）（略）

2 命令の理由
消防法第8条第1項により作成された消防計画に基づく消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検及び整備が実施されないこと。

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○市消防長に対して審査請求をすることができる。

る。また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑨「共同防火管理協議事項作成命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑩「防炎物品使用命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑪「消防用設備等設置命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

〔作成例 ⑫「共同防火管理協議事項作成命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

〔作成例 ⑬「防炎物品使用命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

〔作成例 ⑭「消防用設備等設置命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

る。また、この命令については、命令ががあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑭ 「消防用設備等維持命令」〕

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。
また、この命令については、命令があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑮ 「使用禁止命令（その1）」〕

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。
また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑯ 「使用禁止命令（その2）」〕

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます。

〔作成例 ⑰ 「消防用設備等維持命令」〕

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます（新規）。

〔作成例 ⑲ 「使用禁止命令（その1）」〕

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます（新規）。

〔作成例 ⑳ 「使用禁止命令（その2）」〕

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができます（新規）。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑪「吏員による措置命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇消防署長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑫「吏員による措置命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇消防署長に対して審査請求をすることができる。
また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔作成例 ⑬「吏員による措置命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇消防署長に対して審査請求をすることができる。
（新規）

〔作成例 ⑭「吏員による措置命令〕

教示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇消防署長に対して審査請求をすることができる。
（新規）

〔作成例 ⑮「告発書（その1）〕

1 (略)

- 2 罪名及び適用法条項
○ 消防計画作成（届出）命令違反の場合
○ 消防法違反

〔作成例 ⑯「告発書（その1）〕

1 (略)

- 2 罪名及び適用法条項
○ 消防計画作成（届出）命令違反の場合
○ 消防法違反

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第4条第3項
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第1項
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ 防火管理業務適正執行命令違反の場合

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の3第1項（第2項）
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第1項第（〇）号
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ 消防法違反

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の3第1項（第2項）
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第9項
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ 消防法違反

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の3第1項（第2項）
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第7項
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ 防火対象物定期点検報告義務違反の場合

消防法第8条の2第1項
 消防法施行令第4条の2の2第1号（第2号）
 消防法施行規則第4条の2の4第1項、第2項、第3項
 消防法施行規則第4条の2の6第1項（第2項）
 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の2第3項（第2項）
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第1項
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ 防火管理業務適正執行命令違反の場合

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第1項第（〇）号
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ 消防法違反

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の2第1項（第2項）
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第7項
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1項第1号の2

○ （新規）

消防法第8条第1項
 消防法施行令第1条の2第3項、第4項
 消防法施行規則第1条の2第3項
 消防法施行令第4条第3項
 消防法施行規則第3条第1項
 消防法第8条第4項
 消防法第41条第1号の2

象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第8号）
消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第12号）
消防法第44条第7号の3

○ 消防用設備等点検報告義務違反の場合

消防法違反

消防法第17条の3の3

消防法施行令第36条第2項第1号

消防法施行規則第31条の6第1項、第3項第1号、第4項、第5項

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日 消防庁告示第9号）

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行なうことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第10号）

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日 消防庁告示第14号）
消防法第44条第7号の3

○ 消防用設備等点検報告命令違反の場合

消防法違反

消防法第8条第1項

消防法施行令第36条第2項第1号

消防法施行規則第31条の6第1項、第2項第1号、第3項、第4項

消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示（昭和50年4月1日 消防庁告示第3号）

消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の種類を定める告示（昭和50年10月16日 消防庁告示第14号）
消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年4月1日 消防庁告示第2号）
消防法第8条第4項
消防法第41条第1項第1号の2

3 違反事実（注 ホテルの場合の記載例である。）

○ 訓練実施命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇丁目〇〇番〇〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第9項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させる義務がありながら、これを怠っていたため、平成 年 月 日〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、消防法施行令第4条第3項及び消

○ 訓練実施命令違反の場合

被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇丁目〇〇番〇〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルの収容人員が30人以上であるところから、同ホテルの防火管理者をして、消防法第8条第1項、消防法施行令第4条第3項及び消防法施行規則第3条第7項の規定に基づく消火及び避難の訓練を実施させたが、これをおこなったため、平成 年 月 日〇〇消防署長から平成 年 月 日までに、消防法施行令第4条第3項及び消

防法施行規則第3条第9項の規定に基づき、防火管理者をして消防及び避難の訓練を実施さるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消防及び避難の訓練を実施させなかつたものである。

防法施行規則第3条第7項の規定に基づき、防火管理者をして消防及び避難の訓練を実施させさるよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、同命令の履行期限を経過した平成 年 月 日に至るも、同防火管理者をして消防及び避難の訓練を実施させなかつたものである。

○ 防火管理業務適正執行命令違反の場合
(略)

○ 防火対象物定期点検報告義務違反の場合
被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営し、当該ホテルの管理について権原を有する者であるが、同ホテルは収容人員300人以上であることから、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき、防火対象物点検資格者に当該ホテルにおける防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置又は維持その他火災予防上必要な事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならないにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも報告しなかつたものである。

○ 防火管理適正化命令違反の場合
(略)

(新規)

- 防火管理適正化命令違反の場合
(略)
- 被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第8条第1項により作成した消防計画に基づき、当該ホテルに設置されている〇〇設備を〇〇種の第〇類（又は〇〇種の第〇類）消防設備の備士の免状の交付を受けている者又は第〇種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者又は第〇種消防設備点検資格者の資格を有する者に点検させ（自ら点検し）、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならない義務があるにもかかわらず、これを怠つていたため、火災予防上必要があるとして、平成 年 月 日〇〇消防署長から、〇〇設備を点検し、その結果を報告するよう消防法第8条第4項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも報告しなかつたものである。

- 消防用設備等点検報告義務違反の場合
被告発人〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に所在する〇〇ホテルを所有し、かつ、経営する者であるが、消防法第17条の3の規定に基づき、当該ホテルに設置されている〇〇設備を〇〇種の第〇類（又は〇〇種の第〇類）消防設備点検資格者の資格を有する者に点検させ（自ら点検し）、その結果を〇〇消防署長に報告しなければならない義務があるにもかかわらず、平成 年 月 日に至るも報告しなかつたものである。

特例認定運用通知の一部改正に係る新旧対照表
 「消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について」
 (平成14年11月29日付け消防安第117号)

(傍線部分は改正部分)

新	旧
別記様式1 <u>教示</u> この処分に不服のある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市町村長（消防長）にに対して審査請求することができる。 また、この処分については、処分があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。） なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。	別記様式1 <u>教示</u> なお、この処分に不服のある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市町村長（消防長）にに対して審査請求することができる。
別記様式2 <u>教示</u> この処分に不服のある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市町村長（消防長）にに対して審査請求することができる。 また、この処分については、処分があつたことを知った日の翌日起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。） なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。	別記様式2 <u>教示</u> この処分に不服のある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市町村長（消防長）にに対して審査請求することができる。